平成２９年（フ）第３０号
神戸市長田区東尻池町２丁目４番15号　木村ハイツ101号
債務者　米川　貢市
1　決定年月日時　平成29年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大削　武雄
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年５月９日午前10時
5　免責意見申述期間　平成29年５月１日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２４号
岡山市南区豊浜町９番４号　シティハイム102号室、旧住所岡山市南区西市501番地11
債務者　峯岡　義彦
1　決定年月日時　平成29年３月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中畑　真哉
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年６月７日午前11時15分
5　免責意見申述期間　平成29年５月１日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第８５号
広島市西区東観音町23番９―101号
債務者　牧　慶太郎
1　決定年月日時　平成29年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　青谷　智晃
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年４月28日午後２時
5　免責意見申述期間　平成29年５月１日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１号
高知県高岡郡越知町越知甲1648番地５
債務者　高橋　裕行
1　決定年月日時　平成29年３月１日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙井　雅秀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年６月１日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成29年５月１日まで
高知地方裁判所須崎支部

平成２９年（フ）第３号
高知県幡多郡黒潮町田野浦1582番地37
債務者　吉尾　照美
1　決定年月日時　平成29年２月28日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　稲垣　健吾
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年６月５日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成29年５月１日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２９年（フ）第４号
高知県幡多郡黒潮町田野浦1582番地37
債務者　吉尾　　平
1　決定年月日時　平成29年２月28日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　稲垣　健吾
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年６月５日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成29年５月１日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２９年（フ）第６号
高知県宿毛市西町１丁目３番18号
債務者　中野　道男
1　決定年月日時　平成29年３月１日午後２時20分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鶴田　雅彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年５月22日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成29年５月１日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２８年（フ）第２７２号
福岡県久留米市小森野３丁目20番22―305号、前住所福岡県久留米市田主丸町益生田552番地２　モンターニュＡ棟104号
債務者　保坂　卓児
1　決定年月日時　平成29年３月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小松　宏吉
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年５月22日午後２時
5　免責意見申述期間　平成29年５月１日まで
福岡地方裁判所久留米支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第４３号
函館市田家町18番33―306号　クレステージ田家
債務者　長野登美子
1　決定年月日時　平成29年３月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月19日まで
函館地方裁判所

平成２９年（フ）第５７号
函館市中道２丁目７番10―305号　ハイツ照井
債務者　多田　恵子
1　決定年月日時　平成29年３月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月19日まで
函館地方裁判所

平成２９年（フ）第４０号
愛知県安城市横山町赤子85番地　リバブルヒル横山501
債務者　君野　　亮
1　決定年月日時　平成29年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月19日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２８年（フ）第５２２４号
大阪市港区市岡元町２丁目11番５―806号
債務者　中村とし子
1　決定年月日時　平成29年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５３１１号
大阪市東住吉区矢田１丁目15番１―710号
債務者　永石美智子
1　決定年月日時　平成29年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１２７号
大阪市港区三先２丁目14番10号
債務者　田中　宏紀
1　決定年月日時　平成29年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４４７号
大阪府守口市金田町４丁目８番４号　201号室、前住所大阪府守口市大久保町５丁目45番６号　前田方
債務者　坂東　時也
1　決定年月日時　平成29年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第６６５号
大阪府門真市千石西町12番１―708号
債務者　出野　菊美
1　決定年月日時　平成29年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第７６１号
大阪市北区天満橋２丁目４番18―306号
債務者　柳樂　有子（旧姓吉良）
1　決定年月日時　平成29年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部